

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むるときは、
翌日)

目次

◇告 示 昭和四十年二月定例県議会で議決された昭和四十年年度鳥取県一般会計予算等

告 示

鳥取県告示第百八十二号

昭和四十年二月定例県議会で三月十五日議決された昭和四十年年度鳥取県一般会計予算、昭和四十年年度鳥取県官印刷事業特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県取入証紙特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県官林事業特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県立学校農業実習特

別会計予算、昭和四十年年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和四十年年度鳥取県電気事業会計予算、昭和四十年年度鳥取県工業用水道事業会計予算、昭和四十年年度鳥取県埋立事業会計予算、昭和四十年年度鳥取県病院事業会計予算、昭和三十九年度鳥取県一般会計補正予算、昭和三十九年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計補正予算、昭和三十九年度鳥取県取入農業改良資金助成事業特別会計補正予算、昭和三十九年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計補正予算及び昭和三十九年度鳥取県電気事業会計補正予算並びに昭和三十九年度鳥取県病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和40年度鳥取県一般会計予算

昭和40年度鳥取県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,015,000千円と定めらる。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

2 継続費の変更は、「第3表継続費補正」による。(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第4表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 歳入

款	項	金額
1 県	税	2,012,141 千円
	1 道府県民税	375,582
	2 事業税	589,049
	3 不動産取得税	75,551
	4 道府県たばこ消費税	182,005

款	項	金額
	5 娯楽施設利用税	16,491 千円
	6 料理飲食等消費税	294,251
	7 自動車税	138,484
	8 自動車区許税	4,487
	9 狩猟免許税	1,776
	10 固定資産税	17,954
	11 軽油引取税	294,639
	12 入猟税	1,891
	13 旧法による	1
2 地方譲与税	1 地方道路譲与税	591,256
	2 石油ガス譲与税	586,456
		4,800
3 地方交付税	1 地方交付税	7,680,876
		7,680,876
4 分担金及び負担金	1 分担金	289,738
	2 負担金	78,283
		211,455
5 使用料及び手数料	1 使用料	518,472
	2 手数料	383,413
		135,059

6 国庫支出金	1 国庫庫庫補助金 2 国庫補託金 3	7,024,723 3,060,771 3,774,568 189,384
7 財産収入	1 財産運用収入 2 財産売却収入	429,617 23,920 405,697
8 寄附金	1 寄附金	150,242 150,242
9 繰入金	1 基金繰入金 2 特別会計繰入金	76,917 72,046 4,871
10 繰越金	1 繰越金	50,000 50,000
11 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料 2 県預金利息 3 公営企業貸付金元利収入 4 貸付金元利収入 5 受託事業収入 6 収益事業収入 7 雑収入	1,366,018 15,420 20,913 96,254 1,028,659 144,344 4,360 56,148

12 県債	1 県債	825,000 825,000
歳入合計		21,015,000
歳出		
款	項	金額
1 議会費	1 議会費	99,983 99,983
2 総務費	1 総務管理費 2 企画費 3 徴市費 4 市町村振興費 5 選防費 6 防統費 7 統計委員会費 8 人監査員費 9 監査員費	1,394,966 808,920 266,435 172,197 24,131 37,488 8,247 48,845 15,226 13,479
3 民生費	1 社児福社費 2 児董福社費 3 生董福社費 4 災活保助費	1,144,434 218,340 360,876 562,730 2,488

款	項	金額
4 衛生費	1 公衆衛生所	855,869
	2 環境保健所	456,575
	3 保健医	20,966
	4 保健医	200,893
5 労働費	1 労働政策訓練会	177,435
	2 職業委員	188,893
	3 失業者	35,231
	4 労働	65,506
6 農林水産業費	1 農業	72,026
	2 畜産	16,130
	3 農地	3,102,878
	4 林業	1,057,690
	5 水産	274,887
7 商工業費	1 商業	886,902
	2 工業	743,746
	3 観光	139,653
		1,165,347
		856,509
		250,140
		56,698

款	項	金額
8 土木費	1 土管	4,317,471
	2 道路橋りょう	104,215
	3 河川港湾	2,293,655
	4 海岸	1,139,214
	5 都市計画	365,344
	6 住宅	270,231
9 警察費	1 警察活動	184,812
	2 警察	937,720
10 教育費	1 教育	860,440
	2 小学校	77,280
	3 中学校	6,433,603
	4 高等学校	423,599
	5 特殊学校	2,368,319
	6 社会教育	1,393,570
	7 保健体育	1,987,267
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	150,098
	2 土木施設災害復旧費	76,131
		34,619
		454,290
		160,775
		293,515

12	公債費	1	公債費	839,127
13	諸支出金	1	公営企業貸付金	52,419
14	予備費	1	予備費	30,000
	歳出合計			21,015,000

第2表 継続費

2	総務費	2	企画総務費 鳥取大学施設建設費	515,000	40	235,000
					41	282,000

第3表 継続費補正

款	項	事業名	補正前		補正後	
			千円 総額	千円 年割額	千円 総額	千円 年割額
2	1	総務管理費	191,610	39	193,010	39
			40	141,410	40	142,810
2	2	総合事務所 建設費	50,200	50,200	50,010	50,200
			40	141,410	40	142,810

第4表 債務負担行為

事項	期間	限度額
看護学生等修学資金貸付金 貸付の対象 1 看護職員養成施設等に在学する者で、将来県内において看護職員としてその業務に従事しようとする者 2 貸付の方法 貸付決定の月から卒業する月まで	昭和40年度から昭和42年度まで	千円 936
保母修学資金貸付金 貸付の対象 1 保母養成所に在学する者で、将来県内の児童福祉施設等において児童の保護に直接従事しようとする者 2 貸付の方法 貸付決定の月から卒業する月まで	昭和40年度から昭和41年度まで	千円 576
昭和40年度農業近代化資金	昭和40年度から昭和54年	融資総額 910,000千円 以

事 項	期 間	限 度	額
利子補給 1 融資取扱期間 昭和40年4月1日から昭和41年3月31日まで 2 取扱金融機関 農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行（相互銀行を含む。）及び信用金庫 3 貸付の相手方 農業者、農業協同組合連合会及びこれらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人	度までとし知事が別に定める。	内として各年度の融資残高に対し別表に掲げるそれぞれ割合に相当する金額の利子補給	

別 表

貸付の種類	農成法第1号に類する条に掲げる場合	農成法第2号に類する条に掲げる場合	農成法第3号に類する条に掲げる場合
資金の種類 農業近代化資金助成法施行令第2条の表の1号から4号までに掲げる資金	農成法第1号に類する条に掲げる場合 22号、5号に類する条に掲げる場合	農成法第2号に類する条に掲げる場合 22号、4号に類する条に掲げる場合	農成法第3号に類する条に掲げる場合 22号、5号に類する条に掲げる場合
	年3分	年2分	年1分

同上施行令第2条の表の5号に掲げる資金	年4分	年4分	年3分
同上施行令第2条の表の6号に掲げる資金	年4分5厘	年4分5厘	年3分5厘
知事が特に必要と認めて指定する資金	年3分	年2分	年1分

事 項	期 間	限 度	額
昭和40年度移出そ業主産地育成補助 1 指定品目 にんじん、ほうれん草、ピーマン 2 補助の基準 移出先市場において、その週間平均価格が知事が定める基準価格以下に値下りしたとき、市場価格と基準価格との差額の%を鳥取県経済農業協同組合連合会が指定地域内の農業者に対して補償した場合、その補償額の1/2以内を補助する。	昭和40年度		1,149千円

<p>昭和40年度水産振興資金利子補給</p> <p>1 融資取扱期間 昭和40年4月1日から昭和41年3月31日まで</p> <p>2 取扱金融機関 農林中央金庫、鳥取県信用漁業協同組合連合会 その他知事が指定する金融機関</p> <p>3 貸付の相手方及び融資対象 漁業協同組合及び漁業者に融資する漁業用漁船資金、漁業用漁具資金、漁業用機器資金、水産施設資金</p>	<p>昭和40年度から昭和44年度まで</p>	<p>融資総額29,840千円以内として各年度の融資残高の$\frac{4}{100}$に相当する金額の利子補給</p>
<p>昭和40年度果樹災害共済融資利子補給補助</p> <p>1 相手方 鳥取県果実農業協同組合連合会</p> <p>2 補助の対象及び基準 鳥取県果実農業協同組合連合会が、なし、おど</p>	<p>昭和40年度</p>	<p>千円 467</p>
<p>うの果樹及び施設の災害直後速やかに翌年の再生産確保のために行なう果樹災害共済融資の3分5厘の利子補給に要する経費の$\frac{1}{2}$以内について補助する。</p>	<p>昭和40年度から昭和49年度まで</p>	<p>融資総額1,000千円以内として各年度融資残高の$\frac{2}{100}$に相当する金額の利子補給</p>
<p>昭和40年度移住者営農資金利子補給</p> <p>1 融資取扱期間 昭和40年4月1日から昭和41年3月31日まで</p> <p>2 取扱金融機関 鳥取県農業拓植基金協会が保証契約した金融機関</p> <p>3 貸付の相手方及び融資対象 農業移住者が処分する財産を取得する者とその取得に要する資金、及び移住資金を贈与又は貸付する者とその贈与又は貸付に要する資金</p>	<p>昭和40年度から昭和49年度まで</p>	<p>融資総額1,000千円以内として各年度融資残高の$\frac{2}{100}$に相当する金額の利子補給</p>

事 項	期 間	限 度	限 度
教職員住宅賃借料 1 賃借契約者 賃貸人 公立学校共済組 合理事長 田中 義男 代理人 公立学校共済組 合鳥取支部長 西本 真一 賃借人 鳥取県知事 石破 二郎 2 賃借物件 昭和40年度に公立学校 共済組合が倉吉市東町に 建設する教職員住宅10戸 (1戸標準建坪15.5坪) 及び土地406.62坪	昭和40年度から昭和55年 度まで	当該物件を取得するため に要した資金の元利償還 金に相当する金額38,019 千円並びに同物件にかか る公租公課及び災害補て ん引当金に相当する金額 の合計額	千円 10,957
県立高等学校土地購入費 4,009.4坪 関西学生寮建設資金元利償 還補助金 財団法人鳥取県育英会 が大阪府茨木市に建設す る学生寮の建設資金とし	昭和40年度から昭和50年 度まで		千円 46,720
警察職員住宅賃借料 1 賃借契約者 賃貸人 警察共済組合本 部長 長岡 篤 代理人 警察共済組合鳥 取県支部長 丹 広洋 賃借人 鳥取県知事 石破 二郎 2 賃借物件 昭和40年度に警察共済 組合が県下警察署所在地 に建設する職員住宅35戸 (1戸当り標準建坪16坪) 及び土地	昭和40年度から昭和64年 度まで	当該物件を取得するため に要した資金の元利償還金に 相当する金額93,348千円並 びに公租公課及び火災保険 料に相当する金額の合計額	

第5表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合事務所建設費	45,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べ起債することができる。	10%以内	借入年度から1年ずえ置き、じ後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいはすえ置き又は償還期間中といえども償還年限を短縮し、延長し又は繰上償還を行ない若しくは借替えすることができるとする。
鳥取大学整備促進費	235,000	同上	同上	同上
治山費	10,000	同上	同上	同上
砂防費	35,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設費	15,000	同上	同上	同上
高等学校施設整備費	30,000	同上	同上	同上
建設災害復旧費	65,000	同上	同上	同上
土木施設災害復旧費	30,000	同上	同上	同上
直轄河川海岸事業費負担金	62,000	同上	同上	同上
退職手当	300,000	同上	同上	同上
高等学校土地購入費	50,000	記名式利札交付公債(証券)発行の方法による。	7.4%以内	交付公債(証券)の発行年度から、じ後6年使用間に支払うものとする。
計	875,000			

01024

昭和40年度鳥取県管印刷事業特別会計予算

昭和40年度鳥取県の県管印刷事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,177千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 印刷事業収入	1 印刷事業収入	15,576千円
2 繰越金	1 繰越金	1,600
3 諸収入	1 雑収入	1
歳入	合計	17,177
歳出		
款	項	金額
1 印刷事業費		15,577千円

昭和40年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和40年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,188千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	91,228千円
	2 自動車管理事業収入	3,840
	3 集中管理事業収入	52,100
2 財産収入	1 財産売却収入	50

3	繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,630
4	繰 越 金	1 繰 越 金	2,280
	歳 入 合 計		96,188

1	事 業 費	1 用 品 調 達 事 業 費	94,288
		2 自 動 車 管 理 事 業 費	6,900
		3 集 中 管 理 事 業 費	52,100
		2 予 備 費	1,900
	歳 出 合 計		96,188

昭和40年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和40年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120,557千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳 入 歳 出 予 算

1	証 紙 收 入	1 証 紙 收 入	117,457
2	繰 越 金	1 繰 越 金	3,100
	歳 入 合 計		120,557

1	一 般 会 計 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	114,026
2	收 入 証 紙 売 り さ ば き 費	1 收 入 証 紙 売 り さ ば き 費	3,431
3	諸 支 出 金	1 債 還 金	1
4	予 備 費		3,099

歳	出	合	計	120,557
1 予備費			3,099	

昭和40年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和40年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,603千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫貸付金	9,400 千円
2 繰入金	1 一般会計繰入金	5,158

3 繰越金	1 繰越金	3,019
4 諸収入	1 貸付金元利収入 2 雑収入	11,026 10,956 70
歳入	合計	28,603

款	項	金額
1 母子福祉資金貸付事業費	1 母子福祉資金貸付事業費	28,603 千円
歳出	合計	28,603

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	9,400 千円	政府の定める方法	無利子 %	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法

昭和40年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計予算

昭和40年度鳥取県の県立しかの和泉荘事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,424千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	使用料及び手数料	千円 6,394
	1 使用料	6,394
2	雑収入	30
	1 雑収入	30
	合計	6,424

歳出

款	項	金額
1	しかの和泉庄事業費	千円 6,424
	1 しかの和泉庄事業費	6,424
	合計	6,424

昭和40年度鳥取県中小企業近代化資金
助成事業特別会計予算

昭和40年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199,302千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	国庫支出金	千円 75,800
	1 国庫補助金	39,000
	2 国庫貸付金	36,800
2	繰入金	76,560
	1 一般会計繰入金	76,560

3	繰越金	1	繰越金	200
4	諸収入	1	貸付金元利収入	46,742
	歳入合計			46,742
	歳入合計			199,302

歳出

1	中小企業近代化資金貸付事業費	1	中小企業近代化資金貸付費	199,302
	歳出合計			199,302

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 36,800	政府の定める方法	% 無利子	中小企業近代化資金助成法施行令(昭和34年政令第152号)第4条に定める方法

昭和40年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計予算

昭和40年度鳥取県の県立大山観光会館事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,503千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	使用料及び手数料	千円 33,508
	1 使用料	33,508
2	繰入金	13,234
	1 一般会計繰入金	13,234
3	諸収入	761
	1 雑収入	761
	歳入合計	47,503

歳出	款	項	金額
1	大山観光会館費	1	47,503
		大山観光会館事業費	47,503
合計			47,503

昭和40年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和40年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1表 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,547千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	国庫支出金	1	28,824
		国庫補助金	28,824
合計			28,824

歳入	款	項	金額
2	繰入金	1	17,158
		一般会計繰入金	17,158
3	繰越金	1	1
		繰越金	1
4	諸収入	1	34,564
		貸付金元利収入 雑収入	34,563 1
合計			80,547

歳出

歳出	款	項	金額
1	農業改良資金貸付費	1	80,547
		農業改良資金貸付事業費	80,547
合計			80,547

昭和40年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和40年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108,171千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出	合計
1 財産収入	1 財産売却収入	50,446
2 繰入金	1 一般会計繰入金	51,971
3 諸収入	1 雑収入	5,755
4 繰越金	1 繰越金	1
歳入	合計	108,171
歳出		
款	項	金額
1 県営林事業費	1 職員事業費	108,171
	2 造林事業費	10,567
		42,330

3 保・育事業費	48,614
4 処分事業費	6,250
5 公有林野分収造林事業費	410
歳出合計	108,171

昭和40年度鳥取県県境港水産施設事業特別会計予算

昭和40年度鳥取県の県境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,736千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出	合計
1 使用料及び手数料	1 使用料	20,364
2 繰越金	1 繰越金	1
歳入		
款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	20,364
2 繰越金	1 繰越金	1

3 歳 收 入	1 雑 入	371
歳 入 合 計		20,736

歳 出 款	項	金 額
1 事 業 費	1 事 業 費	7,225 千円
2 公 債 費	1 公 債 費	13,511
歳 出 合 計		20,736

昭和40年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算

昭和40年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により

起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 款	項	金 額
1 県 債	1 県 債	110,000 千円
歳 入 合 計		110,000

歳 出

歳 出 款	項	金 額
1 有料道路大山環状道路事業費	1 有料道路大山環状道路費	110,000 千円
歳 出 合 計		110,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
有料道路大山環状道路建設費	千円 110,000	証書借入れ又は証書発行の方法による	10%以内	借入年度から1年 すえ置き、じ後27

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
		り資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べ起債することができ	%	年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中といえども償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借替えることができる。

昭和40年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算
昭和40年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県	債	千円 60,000
	1 県	60,000
歳入	合計	60,000

歳出

款	項	金額
1 有料道路三朝高原道路事業費		千円 60,000
	1 有料道路三朝高原道路事業	60,000
歳出	合計	60,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
有料道路三期高原道路建設費	千円 60,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べ起債することができるとができる。	10以内 %	借入年度から1年ずえ置き、以後27年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりずえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはずえ置き又は償還期間中といえども償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借替えることができる。

昭和40年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

昭和40年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,155千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		歳出	
款	項	款	項
1 財産収入	1 財産売却収入	1 歳入	1 雑入
	16,550		604
2 繰越金	1 繰越金	1 歳入	1 雑入
	1		604
3 諸収入	1 雑収入	1 歳入	1 雑入
	17,155		17,155
歳入		歳出	
1 県立学校農業実習費	1 県立学校農業実習費	1 歳入	1 雑入
	17,155		17,155
歳入		歳出	
	17,155		17,155

昭和40年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和40年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	33,000 千円
2 諸 収 入	1 雑 収 入	1 1
	歳 入 合 計	33,001

歳 出

款	項	金 額
1 県立学校水産実習船実習費	1 県立学校水産実習船実習費	33,001 千円

昭和40年度鳥取県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和40年度電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	316,383千円
第1項 営業収益	313,373千円
第2項 営業外収益	3,010千円

出

第1款 電気事業費用	289,673千円
第1項 営業費用	148,202千円
第2項 営業外費用	141,271千円
第3項 予備費	200千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額97,760千円は当年度分損益勘定留保資金63,026千円、繰越利益剰余金処分額23,000千円及び過年度分損益勘定留保資金11,734千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	120,011千円
-----------	-----------

歳 出 合 計

33,001

第1項 企業債 100,000千円
 第2項 固定資産売却代金 1千円
 第3項 建設収入 10千円
 第4項 受託金 20,000千円
 支出

第1款 資本的支出 217,771千円
 第1項 建設改良費 122,160千円
 第2項 企業債償還金 87,008千円
 第3項 他会計への長期貸付金 8,603千円
 (企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
発電事業費に充当	100,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べ起債することが	10%以内	借入年度から2年すえ置き、以後28年度間にて償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいはすえ置き又は償還期間中といえども償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
		できる。		ない、若しくは借替えずることができるとする。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 53,838千円

(2) 交際費 570千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち23,000千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金 23,000千円

(たな卸資産購入限度額)

たな卸資産購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和40年度鳥取県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和40年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

る。

(資本的收入及び支出)

第2条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	支 出
第1款 資本的收入	417,925千円
第1項 企業債	311,000千円
第2項 他会計からの長期借入金	18,915千円
第3項 建設助成金	88,000千円
第4項 建設収入	10千円
第1款 資本的支出	417,925千円
第1項 建設改良費	417,925千円

(企業債)

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業に充当	千円 311,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。事業又は県財政の都合により起	10%以内	借入年度から5年すえ置き、以後20年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	債額の全部又は一部を翌年度に繰延べ起債することができる。	%	き又は償還期間中といえども償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借替えすることができるものとする。

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、311,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,558千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和40年度鳥取県埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和40年度埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(資本的收入及び支出)

第2条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入	290,117千円
第1項 企業債	248,000千円
第2項 他会計からの長期借入金	42,107千円
第3項 建設収入	10千円

支出

第1款 資本的支出	290,117千円
第1項 建設改良費	281,050千円
第2項 企業債償還金	9,067千円

(継続費)

第3条 昭和三十九年度鳥取県埋立事業会計補正予算中第3条継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1建設改良費	869,888千円	39年度	292,826千円
		境港外港地区埋立事業		40年度	281,050千円
				41年度	227,902千円
				42年度	68,080千円

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充当	千円 273,500	起債の方法 証書借入れ又は証	% 10以内	償還の方法 借入年度から2年すえ置

起債の目的

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	債券行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べ起債することができる。	%	き、じ後8年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中といえども償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借替えすることができるものとする。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、248,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,672千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和40年度鳥取県病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和40年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款	病院事業収益	446,288千円
第1項	医業収益	424,795千円
第2項	医業外収益	11,864千円
第3項	看護婦養成所収益	9,629千円
支 出		
第1款	病院事業費用	463,531千円
第1項	医業費用	422,945千円
第2項	医業外費用	30,957千円
第3項	看護婦養成所費用	9,629千円

(資本的収入及び支出)
第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款	資本的収入	177,366千円
第1項	企業債	30,000千円
第2項	出資金	46,241千円
第3項	他会計からの借入金	96,254千円
第4項	国庫補助金	2,475千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

第6項 貸 貸 料 2,395千円
支 出

第1款 資本的支出 154,254千円
 第1項 建設改良費 70,522千円
 第2項 他会計からの借入金償還金 58,458千円
 第3項 企業債償還金 22,879千円
 第4項 貸付固定資産償還金 2,395千円

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良資金	千円 30,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べ起債することができる。	10以内%	借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし県財政その他の都合により、すえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいはすえ置き又は償還期間中といえども償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借替えることができるものとする。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、110,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 給与費 204,848千円
- 2 交際費 360千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | 補助の目的 | 補助金額 |
|-------------------------|---------|
| 1 看護婦養成所運営費にあてるため | 9,483千円 |
| 2 企業債未償還額に対する支払利息にあてるため | 7,232千円 |
| 3 借上げ病床の賃貸料にあてるため | 930千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は136,141千円と定める。

昭和39年度鳥取県一般会計補正予算

昭和39年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126,376千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,145,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方交付税	1 地方交付税	千円 7,150,821	千円 39,418	千円 7,190,239
		7,150,821	39,418	7,190,239
4 分担金及び負担金	1 分担金	275,002	△ 106	274,896
		46,078	△ 214	45,864
	2 負担金	228,924	108	229,032

5 使用料及び手数料	1 使用料	483,436	976	484,412
	2 手数料	329,874	278	330,152
6 国庫支出金	1 国庫負担金	6,686,315	△100,864	6,585,451
	2 国庫補助金	2,949,460	△55,570	2,893,890
	3 委託金	3,574,920	△48,645	3,526,275
7 財産収入	1 財産運用収入	461,395	△74,208	387,187
	2 財産売却収入	40,807	2,600	43,407
8 寄附金	1 寄附金	128,904	△628	128,276
	2 特別会計繰入金	315,221	2	315,223
9 繰入金	1 特別会計繰入金	1,712	2	1,714
	2 特別会計繰入金	1,500,245	18,034	1,518,279
11 諸収入	5 受託事業収入	128,419	15,559	143,978
	7 雑収入	40,180	2,475	42,655
12 負債	1 債	813,400	△9,000	804,400
	1 県債	813,400	△9,000	804,400
歳入合計		20,272,013	△126,376	20,145,637

歳	出	款	項	補正前の額			補正額			
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 議	公	費	1 議	99,078	1,842	100,920				
				99,078	1,842	100,920				
				99,078	1,842	100,920				
2 総	務	費	1 總務管理費	1,267,707	66,845	1,334,552				
				687,638	55,003	742,641				
				316,499	2,485	318,984				
				156,545	4,442	160,987				
				40,473	204	40,677				
				13,831	4,535	18,366				
				12,298	176	12,474				
				1,141,719	△37,953	1,103,766				
				284,067	3,615	287,682				
325,441	△5,912	319,529								
3 民	生	費	1 社会福祉費	529,621	△35,656	493,965				
				2 児童福祉費						
				3 生活保護費						
4 衛	生	費	1 公衆衛生費	741,829	△24,825	717,004				
				456,812	△37,450	419,362				
				159,596	451	160,047				
				105,629	12,174	117,803				
5 勞	働	費	1 勞政費	176,604	407	177,011				
				36,288	20	36,308				
			2 職業訓練費	55,811	295	56,106				

6 農 林 水 産 業 費	3 失 業 对 策 費	69,519	92	69,611
	1 農 業 費	2,864,240	△52,615	2,811,625
	2 畜 産 業 費	1,673,490	△14,529	1,058,961
	3 農 地 費	278,284	△13,658	264,626
	4 林 業 費	708,287	△10,427	697,860
7 商 工 費	5 水 産 業 費	665,887	△12,850	653,037
	1 商 業 費	138,292	△1,151	137,141
	2 工 鉱 業 費	1,262,588	3,758	1,266,326
8 土 木 費	3 観 光 費	986,216	3,158	989,374
	1 土 木 管 理 費	211,607	1,475	213,082
	2 道 路 橋 り よ う 費	64,745	△ 875	63,870
	3 河 川 海 岸 費	4,103,525	△87,718	4,015,807
	4 港 湾 費	110,129	286	110,415
9 警 察 費	5 都 市 計 画 費	2,137,410	△26,272	2,111,138
	4 都 市 計 画 費	1,047,875	△13,823	1,034,052
	5 都 市 計 画 費	234,983	10,816	245,799
	6 住 宅 費	333,845	8,568	342,413
	1 警 察 管 理 費	239,285	△67,293	171,990
	2 警 察 活 動 費	944,301	6,786	951,087
10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	870,301	6,786	877,087
	2 警 察 活 動 費	74,000	0	74,000
		6,116,923	4,579	6,121,502

11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	732,865	△17,226	715,639
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	309,391	△22,469	286,922
12 公 債 費	1 公 債 費	420,714	5,245	425,957
	1 公 債 費	765,225	9,744	774,969
歳 出 合 計		20,272,013	△126,376	20,145,637

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	社 会 福 祉 事 業 育 成 費 精 神 薄 弱 者 援 護 施 設 費	4,900 58,775
	2 畜 産 業 費	大 規 模 草 地 改 良 費 県 営 牧 場 費	6,269 9,021
6 農 林 水 産 業 費	2 畜 産 業 費	大 規 模 草 地 改 良 費 県 営 牧 場 費	6,269 9,021
	3 農 地 費	県 営 牧 場 整 備 事 業 費	31,747

10 教育費	4 高等学校費	高等学校整備費	52,605
計			163,317

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	補正限度額 千円 方	起債の利率 %	補正限度額 千円 方	起債の利率 %
道路新設改良費	28,500		28,000	
街路事業費	49,500		36,000	
土木施設災害復旧費	45,000		50,000	
計	808,400		799,400	

昭和39年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計補正予算

昭和39年度鳥取県の県立大山観光会館事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,484千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	歳出	補正前額	補正額	計
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 26,357	千円 △3,914	千円 22,443
3 繰入金	1 一般会計繰入金	10,297	2,000	12,297
4 諸収入	1 雑収入	795	430	1,225
歳入	合計	38,202	△1,484	36,718

歳出	補正前額	補正額	計
1 大山観光会館事業	千円 38,202	千円 △1,484	千円 36,718
1 大山観光会館事業	38,202	△1,484	36,718
歳出	合計	38,202	△1,484
合計			36,718

昭和39年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

昭和39年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,402千円とする。 -
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項	補正前額	補正額	計
3	繰 越 金	千円 1	千円 4	千円 5
	1 繰 越 金	1	4	5
歳 入	合 計	64,398	4	64,402

歳 出

款	項	補正前額	補正額	計
1	農業改良資金貸付	千円 64,398	千円 4	千円 64,402
	1 農業改良資金貸付	64,398	4	64,402
歳 出	合 計	64,398	4	64,402

昭和39年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計補正予算
昭和39年度鳥取県の県立しかの和泉荘事業特別会計の補正予算は、次に
定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ989千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,839千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項	補正前額	補正額	計
1	使用料及び手数料	千円 2,840	千円 950	千円 3,790
	1 使 用 料	2,840	950	3,790
2	諸 収 入	10	39	49
	1 雑 収 入	10	39	49
歳 入	合 計	2,850	989	3,839

歳 出

款	項	補正前額	補正額	計
1	しかの和泉荘事業費	千円 2,850	千円 989	千円 3,839
	1 しかの和泉荘事業費	2,850	989	3,839
歳 出	合 計	2,850	989	3,839

昭和三十九年度鳥取県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和三十九年度鳥取県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 昭和三十九年度鳥取県電気事業会計予算第3条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額99,950千円は当年度分損益勘定留保資金63,423千円、減債積立金55,000千円及び過年度分損益勘定留保資金5,527千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収入

第1款 資本的収入 67,011千円 5,000千円 72,011千円

第1項 企業債 67,000千円 5,000千円 72,000千円

支出

第1款 資本的支出 166,961千円 5,000千円 171,961千円

第1項 建設改良費 21,139千円 5,000千円 26,139千円

(継続費)

第3条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的	1	建設改良	日野川発電建設事業	689,032千円	39年度 20,010千円 40年度 40,010千円 41年度 220,010千円 42年度 519,002千円

(企業債の補正)

第4条 予算第4条中「15,000千円」を「20,000千円」に改める。

昭和三十九年度鳥取県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和三十九年度鳥取県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和三十九年度鳥取県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収入

第1款 病院事業収益 440,066千円 △74,552千円 365,514千円

第1項 医療収益 423,718千円 △71,703千円 352,015千円

第2項 医療外収益 7,192千円 △2,849千円 4,343千円

支出

第1款 病院事業費用 440,066千円 △21,988千円 418,078千円

第1項 医療費用 394,744千円 △12,965千円 381,778千円

第2項 医療外費用 36,166千円 △9,022千円 27,144千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,689千円は、当年度分損益勘定留保資金3,689千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	65,408千円	12,237千円	77,645千円
第2項 出 資 金	17,864千円	12,139千円	30,003千円
第3項 固定資産売却代金	113千円	△ 2千円	111千円
第5項 寄 附 金	0	100千円	100千円
支出			
第1款 資本的支出	86,410千円	△ 5,076千円	81,334千円
第1項 建設改良費	66,665千円	△ 5,077千円	61,588千円
第3項 企業債償還金	17,314千円	1千円	17,315千円
(議会の議決を経なければ流用できない経費)			
第4条 予算第7条中職員給与費を次のとおり改める。			
1 職員給与費	183,868千円		